

換気のために、
ドアや窓を
開けています

寒くてごめんね



兵庫県マスコット はばタン

＼新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力を！／
関西広域連合 × 兵庫県
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

新型コロナウイルス
感染拡大防止対策に取組中です
ご協力をお願いします



人との距離を
2mあけよう



兵庫県マスコット はばタン

＼新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力を！／
関西広域連合 × 兵庫県
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

感染急拡大を踏まえた追加対策

おしゃべりは
ひかえめに

＼新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力を！／
関西広域連合 × 兵庫県
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

新型コロナウイルス
感染対策実施中！



兵庫県マスコット はばタン

＼新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力を！／
関西広域連合 × 兵庫県
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

入店時には
マスクを着けよう

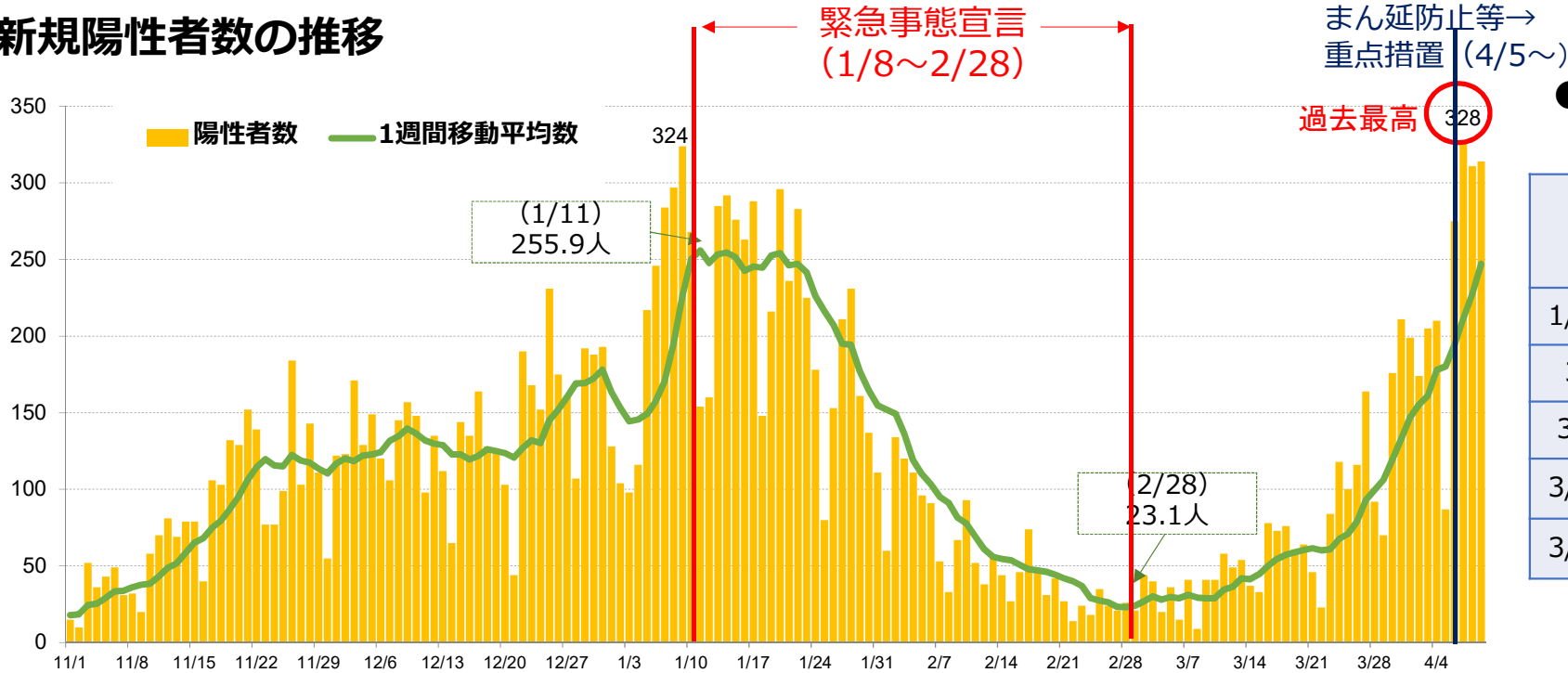
＼新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力を！／
関西広域連合 × 兵庫県
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

令和3年4月9日 兵庫県

現在の感染状況

○ 4月5日からの「まん延防止等重点措置」の適用後も、新規陽性者が急増。変異株割合が大幅増。

● 新規陽性者数の推移



● 県内の変異株状況 (1/29~3/28)

通常検査実施期間	検査数に占める変異株の割合
1/29~2/28	11.9%
3/1~3/7	46.9%
3/8~3/14	66.4%
3/15~3/21	73.7%
3/22~3/28	81.2%

● ステージ指標の推移

	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
直近1週間の陽性者数 (10万人あたり) (人)	20.6	22.7	23.0	24.8	27.0	29.0	31.6
重症病床使用率 (%)	64.6	65.5	63.7	65.5	67.2	73.2	-

(参考) 国の指標

ステージⅢ	ステージⅣ
15人以上	25人以上
20%以上	50%以上

現在の感染状況②

- 「まん延防止等重点措置」対象区域を中心に、感染拡大が続いている
- 10代～30代の患者の割合が増えてきている。

●管轄保健所別患者数

区分	(3/1～4/8)		(4/2～4/8)		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	66	1.7	25	1.6	26.4
伊丹	252	6.5	74	4.7	19.4
宝塚	175	4.5	97	6.1	29.0
加古川	128	3.3	52	3.3	12.6
加東	70	1.8	35	2.2	13.3
中播磨	19	0.5	7	0.4	17.1
龍野	34	0.9	16	1.0	10.1
赤穂	26	0.7	23	1.4	26.0
豊岡	21	0.5	6	0.4	5.6
朝来	15	0.4	9	0.6	17.6
丹波	42	1.1	19	1.2	18.9
洲本	22	0.6	6	0.4	4.7
小計	870	22.4	369	23.2	—
神戸市	1,717	44.3	678	42.6	44.6
姫路市	195	5.0	86	5.4	16.3
尼崎市	469	12.1	207	13.0	45.8
西宮市	390	10.1	142	8.9	29.1
明石市	238	6.1	108	6.8	36.1
小計	3,009	77.6	1,221	76.8	—
合計	3,879	100	1,590	100	29.1

●年代別患者数

区分	(3/1～4/8)		(4/2～4/8)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	137	3.5	37	2.3
10代	333	8.6	164	10.3
20代	806	20.8	350	22.0
30代	475	12.2	187	11.8
小計	1,751	45.1	738	46.4
40代	573	14.8	274	17.2
50代	559	14.4	237	14.9
小計	1,132	29.2	511	32.1
60代	324	8.4	119	7.5
70代	367	9.5	143	9.0
80代	235	6.1	62	3.9
90代以上	70	1.8	17	1.1
小計	996	25.7	341	21.4
計	3,879	100	1,590	100

※ 「まん延防止等重点措置」対象区域

新たな医療対策

○病床等の追加確保など、「入口」「出口」対策をさらに進める。また、**自宅療養を実施する。**

	これまでの対策（継続）	追加対策
「入口」 対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 病床・宿泊療養施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・入院839床（うち重症116床）を確保 ・宿泊療養1,000室程度を確保 ・無症状者等（変異株を含む）は、医師等の判断により入院を経ない宿泊療養を実施 ● 宿泊療養施設への医療ケアの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市の施設に加え、姫路市の施設にも医療チーム派遣を拡大（4/1～） ● 自宅待機者の観察強化 <ul style="list-style-type: none"> ・アプリによる健康観察、保健師などによる相談 ・パルスオキシメーターを活用した家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・病床100床程度の確保を要請（4月中） ・宿泊療養施設150室程度を追加確保（4/20運用開始） ・加古川医療C臨時重症専用病棟の供用開始（4/15～） ・この冬の最大数（324人）の2倍程度の感染者数にも対応できるよう、病床確保計画を見直し（4月中） ・変異株患者の陰性確認のためのPCR等検査の実施 ・訪問診療体制の整備（支援金：5万円/日）（4月中） ・食料品・衛生資材の配布（4/12～） ● 自宅療養の実施（4/10～）
「出口」 対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽快者の転院、回復者の退院を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県が退院基準満了証明を発行 ・転院支援窓口を設置（受入登録病院：193病院） ・医療機関、社会福祉施設への受入協力金（10万円/人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入医療機関においてクラスターが発生した場合、重点医療機関並の空床確保料支援（301～71千円/床） ・変異株患者の退院基準を従来株並に見直し（4/8～）

自宅療養の実施

○現下の感染者急増を踏まえ、**フォローアップ体制を構築**した上で、**当面の間**、**自宅療養を実施**

対象者

- **65歳未満の陽性者**
- **子育てや介護等、特別な事情がある者**
(いずれも、右の条件を満たす場合)

自宅療養が可能な条件

- ① **無症状**または**軽症**で、飽和酸素度 (SpO2) が**96%以上**の者
- ② 独居または同居者がいても個室隔離・消毒等の感染対策が行える者

フォローアップ体制

以下の対策を健康福祉事務所等で実施

- ① 感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した**健康観察、保健師等による相談**
- ② 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、**パルスオキシメータ等を活用した家庭訪問等**
- ③ 体調が悪化した場合の**訪問診療**の実施
- ④ 希望者へ**食料品**(5日分/セット)・**衛生資材等**の配布

スケジュール

4月10日から実施

参考：陽性患者の療養区分の目安

入院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ以上の者は優先して入院
宿泊療養	無症状または軽症者
医療強化型	65歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは65歳以上の軽症者
自宅療養	65歳未満で無症状または軽症者等で、自宅で感染対策が行える者

その他の対策（検査の強化・円滑なワクチン接種等）

検査体制の強化

● 高齢者施設の従事者に対する検査

・ 高齢者入所施設などで集中的に実施してきた検査について、

対象施設、エリアを拡大（対象者**44,000人**）

	これまで（3/9～3/31）	拡充（4/1～6/30）
対象施設	・ 高齢者入所施設 特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設など	・ 高齢者入所施設 左記に加え、養護老人ホーム、サ高住など ・ 障害者入所施設
対象地域	・ 感染多発地域	・ 県内全域（保健所設置市を除く）

※ 「まん延防止等重点措置」実施区域では、**月2回程度**の実施を目指す

● 兵庫県のPCR検査能力

区分	件数／日
衛生研究所等	1,385
民間検査機関	2,440
医療機関	2,375
合計	6,200

ワクチンの接種スケジュール等

● 医療従事者向け優先接種（～6月（予定））

時期	県内配送数	
3/1,8の週	42箱	40,950回分
3/22,29の週	18箱	17,550回分
4/12,19の週	92箱	107,640回分
5/10の週	42箱	49,140回分

● 高齢者（65歳以上）向け優先接種（～7月（予定））

時期	県内配送数	
4/5,12,19の週	22箱	21,450回分
4/26の週	41箱	39,975回分
4/26,5/3の週	160箱	156,000回分
5/10,17の週	640箱	624,000回分
5/24,31の週	640箱	624,000回分

※ 全市町1箱

今後の市町への配分は、高齢者人口割合、感染状況等により検討

飲食店等に対する営業時間短縮の要請（現時点における取扱方針）

実施期間	4/1(木)～5/5(水祝)	4/1(木)～4/21(水)												
対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市、市川町、福崎町、神河町)												
要請内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 499 568 608">飲食店 (宅配等を除く)</td> <td data-bbox="568 499 763 608">飲食店、喫茶店等</td> <td data-bbox="763 499 1205 608">5時～20時の間の営業を要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 608 568 740">遊興施設 (飲食店営業許可店)</td> <td data-bbox="568 608 763 740">キャバレー、バー、カラオケ店等</td> <td data-bbox="763 608 1205 740">(酒類の提供は、11時～19時の間)</td> </tr> </table> <p>*4/1(木)～4/4(日)は同右</p>	飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～ 20時 の間の営業を要請	遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等	(酒類の提供は、 11時～19時 の間)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 499 1532 608">飲食店 (宅配等を除く)</td> <td data-bbox="1532 499 1727 608">飲食店、喫茶店等</td> <td data-bbox="1727 499 2190 608">5時～21時の間の営業を要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 608 1532 740">遊興施設 (飲食店営業許可店)</td> <td data-bbox="1532 608 1727 740">キャバレー、バー、カラオケ店等</td> <td data-bbox="1727 608 2190 740">(酒類の提供は、11時～20時30分の間)</td> </tr> </table> <p>※協力金の支給 1日あたり4万円/店舗×時短営業日数</p>	飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～ 21時 の間の営業を要請	遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等	(酒類の提供は、 11時～20時30分 の間)
	飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～ 20時 の間の営業を要請											
遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等	(酒類の提供は、 11時～19時 の間)												
飲食店 (宅配等を除く)	飲食店、喫茶店等	5時～ 21時 の間の営業を要請												
遊興施設 (飲食店営業許可店)	キャバレー、バー、カラオケ店等	(酒類の提供は、 11時～20時30分 の間)												
<p>※協力金の支給 1日あたり4～20万円*/店舗×時短営業日数</p> <p>* 中小企業：前(々)年度の1日当たり売上高が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以下の店舗 : 4万円 ・ 10～25万円の店舗 : 上記売上高×0.4 ・ 25万円以上の店舗 : 10万円 <p>* 大企業：売上高減少額×0.4 (上限20万円) <↑中小企業もこの方式を選択可></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 911 1272 1326" rowspan="2">特措法によらない協力依頼</th> <th data-bbox="1272 911 1630 983">多数利用施設</th> <th data-bbox="1630 911 2231 983">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 983 1630 1182">劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等</td> <td data-bbox="1630 983 2231 1182"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～20時の間の営業 (酒類の提供は、11時～19時の間) ・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1182 1630 1326">物品販売業を営む店舗 (千㎡超) (生活必需物資を除く)等</td> <td data-bbox="1630 1182 2231 1326"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～20時の間の営業 (酒類の提供は、11時～19時の間) ・ 入場者の整理誘導等の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	特措法によらない協力依頼	多数利用施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～20時の間の営業 (酒類の提供は、11時～19時の間) ・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施 	物品販売業を営む店舗 (千㎡超) (生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～20時の間の営業 (酒類の提供は、11時～19時の間) ・ 入場者の整理誘導等の実施 						
特措法によらない協力依頼	多数利用施設		内容											
	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～20時の間の営業 (酒類の提供は、11時～19時の間) ・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施 												
物品販売業を営む店舗 (千㎡超) (生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時～20時の間の営業 (酒類の提供は、11時～19時の間) ・ 入場者の整理誘導等の実施 													
兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター:078-362-9921														

まん延防止等重点措置区域への店舗見回り強化

● 飲食店等における対策の徹底を図り、感染に対する県民の不安解消に繋げるため、パトロールを行う

実施期間

4月5日(月)～5月5日(水・祝)

対象地域

神戸市、尼崎市、
西宮市、芦屋市

対象店舗

飲食店等 約16,000店舗

調査員

委託業者調査員（県の特別職非常勤としての身分を付与）

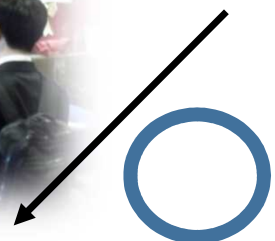
確認スキーム

目視及びチェックリスト

アクリル板の設置、手指消毒、
食事中以外のマスク着用、換気、
営業時間等 8 項目

チェック～取組の8つのポイント～

1	要請された営業時間を遵守している。
2	座席配置の工夫やパーティションの設置など、密にならないよう、他のお客様との間隔を十分とっている。
3	空気清浄機やCO2センサーを設置するなど、定期的な換気を行っている。
4	飲食以外の会話時でのマスクや扇子による飛沫防止の徹底を呼びかけている。
5	手指消毒液を設置している。
6	大人数・長時間の飲食にならないよう呼びかけている。
7	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。
8	上記1～7を遵守のうえ「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。
	休業中



「コロナ対策認定証」

の交付



対処の改善要請

助成金の紹介

第2弾がんばるお店・お宿応援事業

- ・テイクアウト・デリバリー、感染防止対策
- ・5～10万円/店舗

知事メッセージ 第4波危機！ 感染拡大防止緊急要請

兵庫県内の新規感染者数は増加の一途をたどり、1日の新規感染者数が一昨日は過去最多の328人、本日314人となるなど、第4波に入ったと言わざるを得ません。

それに伴い、重症病床使用率が70%を超えるなど、医療提供体制は逼迫しており、医師や看護師の懸命な努力が続いています。

若い人をはじめ県民の皆様は、危機的状況下における感染防止を我が事としてとらえ、責任ある行動をとってください。

1. 外出の自粛

- 県全域での不要不急の外出・移動を自粛してください。
- 特に大阪など、まん延防止等重点措置区域への往来は自粛してください。

2. 営業時間の短縮

- 次の地域の飲食店等に営業時間短縮を要請しています。
- 対象地域では、時短要請に応じていない飲食店等にみだりに出入りしないでください。

神戸市、尼崎市、 西宮市、芦屋市	阪神北地域 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 東播磨地域 (明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 中播磨地域 (姫路市、市川町、福崎町、神河町)
令和3年4月5日～5月5日	令和3年4月1日～4月21日
営業時間 5:00～20:00 (酒類提供 11:00～19:00)	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)

3. 飲食店等での注意

- (1) 座席配置の工夫又はアクリル板の設置、消毒液の設置等の感染対策を行っていない飲食店、カラオケ店など、リスクのある場所への出入りを自粛してください
- (2) 会食の歳は、次のことを必ず守ってください。
 - ・1グループ4人単位
 - ・大人数・長時間の飲食は控える(2次会等に行かない)
 - ・会話の際は、扇子(うちわ)やマスク等により飛沫防止

4. 感染対策の徹底

- (1) 家庭内での感染が5割を超えています。会食など、感染リスクのある施設の利用後は、家族との接触に注意し、マスクや手洗いなど、家庭内で「人にうつさない」行動をして下さい。
- (2) 職場や施設、学校等において、「マスクの着用」「手洗い・手指の消毒」「人と人との距離の確保」など、基本的な感染対策を徹底してください。

令和3年4月9日 兵庫県知事 井戸 敏三